

国際女性の地位協会

赤松良子ジェンダー平等基金のご案内

1 基金の目的

赤松良子ジェンダー平等基金は、女性差別撤廃条約の研究・普及を目的とする国際女性の地位協会が、その事業の一環として、ジェンダー平等、女性のエンパワーメント、女性の権利の実現等のための活動や調査研究等への助成を行うものです。

2 基金の概要

国際女性の地位協会名誉会長、赤松良子は、1979年の女性差別撤廃条約採択時には国連公使として、1985年の日本の批准時には労働省婦人局長として、また、1987年から1994年まで国連女性差別撤廃委員会委員として活躍しました。1989年、初代会長伊東すみ子の後を継ぎ、第2代会長として、当協会の発展に貢献しました。

国際女性の地位協会は、1997年、創立10周年を記念し、赤松良子会長（当時）寄託の資金により赤松良子賞を設置し、2016年まで20年、女性の地位向上に顕著な貢献をした個人又は団体を顕彰して参りました。赤松良子賞の完結を受け、2017年、創立30周年にあたり、女性差別撤廃条約の理念の実現にかかわる赤松良子の多年にわたる貢献を記念し、赤松良子ジェンダー平等基金を設置しました。同基金は、赤松良子の拠出金により運営されます。

3 助成対象事業

女性差別撤廃条約の精神に合致し、ジェンダー平等、女性のエンパワーメント、女性の権利の実現等を目指す実践的活動や調査研究等。

4 助成金額・期間等

助成対象経費は、下記のとおりです。

助成対象事業の実施期間は、当該年の7月1日から2年以内とします。

助成総額は、採択件数にかかわらず、毎年度30万円です。

助成対象経費

経費区分	助成対象経費の例示
委託費	調査集計費、翻訳料
謝金	講師・通訳謝金、ボランティア謝礼金
印刷製本費	ポスター・チラシ・パンフレット・報告書印刷代、コピー代
会議費	講師食糧費
旅費交通費	講師・通訳の交通費・宿泊費、調査・打ち合わせの交通費・宿泊費
通信運搬費	電話代、郵送費
消耗品費	文具費、書籍費
貸借料	会場貸借料、機器備品貸借料
保険料	行事保険料
その他選考委員会が特に必要と認める経費	

5 応募資格

女性差別撤廃条約の精神に合致し、ジェンダー平等、女性のエンパワーメント、女性の権利の実現等を目指す活動や調査研究等を行う個人または団体・グループ。ただし、政党、宗教団体、営利団体・組織は除きます。

応募は、1個人または団体・グループあたり、1事業とします。

6 助成の条件

助成事業完了後、2カ月以内に、所定の様式(当協会 HP からダウンロードしてください。)により、事業の経過、結果および会計に関する事業実績報告書を提出してください。

事業の成果を発表するときは、当基金の助成を受けたことを明示してください。

事業の成果は、当協会の年報やホームページなどで公開します。

7 申請方法

募集期間 第1回は、2017年2月1日(水)～2017年3月31日(金)でした。第2回については、決定次第、当協会 HP で発表いたします。

以下の応募書類①～④(当協会 HP からダウンロードしてください。)を、当協会の電子メールアドレス宛にファイル添付にて送付し、あわせて印刷したもの2部を送付してください。

- ①赤松良子ジェンダー平等基金申請書(様式第1号の1)
- ②事業計画書(様式第1号の2)
- ③事業予算書(様式第1号の3)
- ④申請者のプロフィール(様式第1号の4または様式第1号の5)

※団体・グループの場合は、定款または規約、事業実施年度の団体・グループ全体の事業計画書および予算書を添付してください。

8 選考方法

書類選考とし、必要に応じて聞き取り調査を行い、赤松良子ジェンダー平等基金選考委員会が選考します。

9 選考結果の通知

選考結果は、全応募者に郵送にて連絡します。

10 助成対象者の発表等

毎年6月に開催予定の、当協会総会において発表、助成金を贈呈もしくは指定の口座に振込みます。

11 問合せ先

国際女性の地位協会 事務局

〒178-0063 東京都練馬区東大泉 3-7-11

FAX 03-5905-0365 e-mail: g.kikin@JAIWR.net

HP : <http://www.jaiwr.net/>